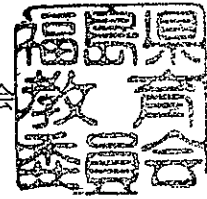


福島県学校教育審議会長 様

福島県教育委員会



地域や社会の変化を踏まえた県立高等学校の在り方について（諮問）

福島県学校教育審議会条例第2条に基づき、地域や社会の変化を踏まえた県立高等学校の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

## 記

### 1 諮問理由

本県においては、これまで少子化を始めとする急速な社会の変化を背景として、平成9年6月に県立高等学校改革計画「第一次まとめ」、平成11年3月に「第二次まとめ」を策定し、さらに、東日本大震災・原子力発電所事故後の平成30年5月に「県立高等学校改革基本計画（2019年度～2028年度）」を策定し、その方向性を具現化するための「県立高等学校改革前期実施計画（平成31年2月）」、及び「県立高等学校改革後期実施計画（令和4年1月）」に基づき、県立高等学校の再編整備を進めてきた。

これらの取組により、全ての県立高等学校における男女共学化や学校規模の適正化、過疎・中山間地域における学習機会の確保、中高一貫教育の推進など、一定の成果が得られている。一方で、少子化の更なる進行により、生徒数の減少が今後一層見込まれており、教育活動の維持や多様な教育課程の編成に影響を及ぼすことが懸念される。加えて、グローバル化やデジタル化の進展、経済・産業構造の変化等により、生徒一人一人の学習ニーズは多様化・高度化している。

こうした状況を踏まえ、個別最適化された学びや探究的な学びの充実、多様な他者との協働を通じた課題解決力の向上に加え、科学技術の進展や産業構造の変化に対応できる人材の育成を図るとともに、学習機会の確保や情報通信技術の活用を含めた教育の在り方についても、改めて整理する必要がある。

さらに、東日本大震災及び原子力災害から15年が経過する中、本県は着実に復興の歩みが前進する一方で、避難地域の復興・再生を始め、いまだ多くの困難な課題を抱えている。

このような状況の下、県総合計画に掲げる県づくりの理念等を共有しながら、本県の復興の歩みを更に前進させ、地域課題の解決と新たな価値の創造を担い社会に貢献できる人材を育成するという県立高等学校の役割に鑑み、これまでの県立高等学校改革計画での成果等を踏まえつつ、地域の特性や実情に留意の上、今後の県立高等学校の在り方について、総合的かつ中長期的な視点から検討を行う必要がある。

以上のことを踏まえ、本県の県立高等学校が将来にわたり地域や社会の変化を踏まえながら、質の高い教育活動を発展的に展開していくため、多様なニーズに対応した魅力ある学校・学科の方向性等について、貴審議会の意見を求めるものである。